

審理員候補者名簿

大野町長に対する審査請求において審理員（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項に規定する審理手続を行う者をいう。）となるべき者は、下記の職にある職員とする。

記

審理員となるべき者
総務部政策財政課長の職にある職員
総務部総務課長の職にある職員
総務部税務課長の職にある職員
民生部住民課長の職にある職員
民生部福祉課長の職にある職員
民生部健康課長の職にある職員
民生部環境水道課長の職にある職員
産業建設部農林課長の職にある職員
産業建設部観光企業誘致課長の職にある職員
産業建設部建設課長の職にある職員